



沼津労働基準監督署発表
令和6年11月29日

沼津労働基準監督署
署長 山中 康久
安全衛生課長 長谷川 渉
電話 055-933-5830

労災事故多発、年末年始に向け取組み強化

～死傷者数366人、前年同月比30人増加～

令和6年10月31日現在における管内の休業4日以上の死傷者数が366人と前年同時期（336人）に比べ30人（9%）増加しています。死亡者数は10月に林業で1人死亡する災害が発生したことから3人となっています。

沼津労働基準監督署（署長 山中 康久（やまなか やすひさ））は、12月1日から始まる「静岡年末年始無災害運動」に合わせ、管内の事業場に対し労働災害防止活動の取組み強化を働き掛けるとともに、パトロールや指導を強化していきます。

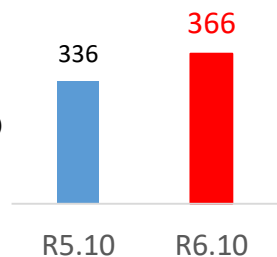
1. 労働災害の発生状況（新型コロナウイルスによるものは除く）

令和6年10月31日現在（令和6年1月1日から10月31日）における沼津労働基準監督署管内（沼津市、裾野市、御殿場市、清水町、長泉町、小山町）における休業4日以上の労働災害発生状況は以下のとおりです。

（1）業種別死傷災害発生状況

- ・全業種の死傷者数は366人（前年同月比30人増）
- ・製造業の死傷者数は94人（前年同月比17人増）
- ・道路貨物運送業の死傷者数は47人（前年同月比6人増）
- ・卸売業の死傷者数は16人（前年同月比14人増）

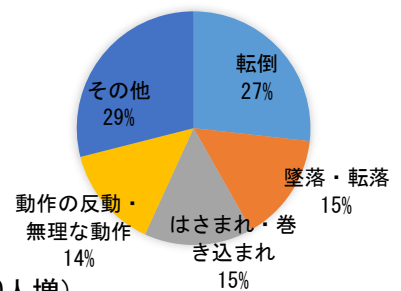
労働災害の推移



（2）業種別死亡災害発生状況

- ・全業種の死亡者数は3人（前年同月比2人減）
- ・製造業の死亡者数は1人
- ・林業の死亡者数は1人
- ・ビルメンテナンス業の死亡者数は1人

事故の型別災害発生状況



（3）事故の型別死傷災害発生状況

- ・転倒による死傷者数は98人（前年同月比9人増）
- ・墜落・転落による死傷者数は55人（前年同月比10人増）
- ・はさまれ・巻き込まれによる死傷者数は55人（前年同月比7人増）
- ・動作の反動・無理な動作による死傷者数は52人（前年同月比7人増）

2. 令和6年度 静岡年末年始無災害運動について

令和6年度静岡年末年始無災害運動は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように、慌ただしい時期だからこそ基本的観点に立ち返り、労働災害防止対策を推進していくことを目的としています。

(1) 期間 令和6年12月1日（日）から令和7年1月15日（水）まで

(2) スローガン

『 違和感を見過ごす先に危険アリ、
年末年始の安全行動。 』

(3) 各事業場で取り組んでいただきたい事項

- ・ 「静岡労働局ぬかづけ運動」に基づく転倒災害の防止
- ・ 墜落・転落危険箇所の把握と災害防止措置の徹底
- ・ はさまれ・巻き込まれ災害防止のための機械設備等の総点検と整備
- ・ 経営トップの参加の下に、職場の安全衛生パトロールを実施する等、職場内における安全衛生活動の総点検の実施
- ・ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底
- ・ 非定常作業（機械設備等の清掃・点検・補修など）における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- ・ 年末の交通安全県民運動（12月15日～12月31日）の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進

3. 労働災害の削減に向けて

沼津労働基準監督署では、第14次労働災害防止計画に基づき、次の3点を最重要課題として労働災害の削減に取り組んでおります。

(1) 建設業における死亡災害の撲滅

建設業においてはリスクアセスメントの結果に基づく適切な災害防止措置の実施とエイジフレンドリーガイドラインに基づく取り組みの定着を図って行きます。

(2) 転倒災害の増加傾向への歯止め

管内で最も多く発生している転倒災害を防止するため、4S活動の徹底、危険の見える化の推進、転倒予防体操の励行を事業場に働きかけるとともに、「静岡労働局ぬかづけ運動」の普及啓発を引き続き行っていきます。

(3) 外国人労働者の労働災害の減少

経済や社会のグローバル化を背景に、外国人労働者の労働災害による労働災害は増加傾向にあります。外国人労働者には本人が理解できる安全衛生教育の実施、危険の見える化の推進を図って行きます。

添付資料

- ・ 資料1 「令和6年10月分 死傷病報告受理状況」及び「死亡災害発生状況」
- ・ 資料2 「令和6年度 静岡年末年始無災害運動実施要領」
- ・ 資料3 「静岡労働局ぬかづけ運動」
- ・ 資料4 「第14次労働災害防止計画の概要」

沼津労働基準監督署

令和6年10月分 死傷病報告受理状況

2024年10月31日現在

号別	業種	10月	年累計		前年比
			6年	5年	
1	食料品	6	27	11	16
	(内水産食料品)		3	1	2
	繊維				
	衣服				
	木材・木製品		1	4	-3
	家具装備品	1	1	2	-1
	パルプ・紙		5	3	2
	印刷・製本			2	-2
	化学		9	6	3
	窯業・土石		2	2	
	鉄鋼				
	非鉄金属	1	2	3	-1
	金属	1	20	14	6
	一般機械	2 ^①	7	8	-1
	電気機械	1	7	4	3
	輸送用機械	1	7	6	1
	電気ガス水道		1		1
その他の製造業		5	12	-7	
小計	13 ^①	94	77	17	
2	鉱業		1		1

木工機械による災害		10月	年累計		前年比
			6年	5年	
丸のこ盤	製造業	1	1	1	
	建設業			2	-2
	その他		1		1
帯のこ盤	製造業				
	建設業				
	その他				
かな盤	製造業				
	建設業				
	その他				
その他	製造業			1	-1
	建設業		2		2
	その他		1	2	-1
合計	製造業	1	1	2	-1
	建設業		2	2	
	その他		2	2	

フォークリフト災害	10月	年累計		前年比
		6年	5年	
製造業			2	-2
運輸業		3	3	
その他の業種		1	1	
合計		4	6	-2

号別	業種	10月	年累計		前年比
			6年	5年	
3	土木工事	1	10	10	
	建築工事	2	20 ^①	18	2
	木造建築工事		1	9	-8
	その他建設工事		6 ^②	8	-2
	小計	3	37 ^③	45	-8
4	鉄道等			2	-2
	道路旅客		3	5	-2
	道路貨物	6	47	41	6
小計	6	50	48	2	
5	陸上貨物取扱い		4	4	
	港湾運送		1		1
	小計		5	4	1
6	農業		1	3	-2
	林業	1	4 ^①	6	-2
	小計	1	5 ^①	9	-4
7	水産・畜産				
8	卸売業	2	16	2	14
	小売業	5	33	43	-10
	社会福祉施設	2	27	32	-5
	飲食店	2	15	12	3
	小計	11	91	93	-2
～	ビルメンテナンス		① 9	10	-1
17	旅館等宿泊事業	1	5 ^①	5	
	ゴルフ場	1	11	13	-2
	清掃・と畜事業		8	4	4
※	その他の事業等	8	50	32	18
	派遣業(件数外)	1 ^①	25	13	12
	小計	21 ^①	174 ^①	153	21
	総合計	44 ^②	366 ^⑤	336	30

プレス機械による災害		10月	年累計		前年比
			6年	5年	
金属			1		1
一般機械			① 1		1
電気機械					
輸送用機械					
その他の業種					
合計			① 2		2

転倒災害	10月	年累計		前年比
		6年	5年	
	8	98	89	9

新型コロナウイルスによるものは除く
○内の数字は死亡件数で内数

※その他の事業等

8.3理美容業 8.4その他の商業 9金融・広告業 10映画・演劇業 11通信業 12教育・研究業 13.1医療保健業 13.3その他の保健衛生業
14.3その他の接客娯楽業のうち14.3.1のゴルフ場以外 16官公署 17.2その他の事業

死亡災害発生状況

令和6年

2024年10月31日現在

No	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起 因 物	発生状況
1	2月 16時～17時	一般機械器具製造業 300人以上	激突され プレス機械	派遣労働者である被災者がタレットパンチプレスを用いて作業していた際、金属板がクランプされていない不具合が発生したため、テーブル付近で調整作業を行っていたところ、テーブルが動きだしキャリッジ端部のカバーが顔面右こめかみに激突し死亡したものの。
2	4月 9時～10時	ビルメンテナンス業 100～299人	墜落、転落 その他の用具	地上4階建て建築物の窓清掃業務をロープ高所作業により行っていたところ、屋上塔屋の部材に緊結していたメインロープ及びライフラインが外れ、高さ約13メートルの位置から地上へ墜落したものの。
3	10月 13時～14時	林業 10～29人	激突され 立木等	国有林で伐木等の作業に従事していた被災者が、終業時刻になっても戻らないことから作業場所を探したところ、倒れた枯損木の下敷きになっているところを発見された。被災場所には伐倒後の切り株があり、根本から倒れた枯損木にはつるが巻き付いていた。発見時の被災者は背中に枯損木が覆い被さり、両膝を折り曲げ、座るような姿勢で、上半身はうつ伏せの状態であった。

1 趣旨

令和6年度静岡年末年始無災害運動は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように、慌ただしい時期だからこそ基本的観点に立ち返り、労働災害防止対策を推進していくことを目的としている。

静岡県内では労働災害により令和6年10月末現在で14人もの尊い命が失われている。このうちはさまれ、巻き込まれにより死亡した労働者が6人、次いで墜落、転落により死亡した労働者が3人と昨年同様、この2つの事故の型を起因とした事故で多くの労働者の方々の命が失われている。

休業4日以上之死傷者数は10月末現在で3,657人と前年同期に比べ423人(10%)減少しているが、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、75人(2%)増加している。転倒災害については、10月末現在の死傷者数は825人と前年同時期に比べ15人(2%)減少しているものの、全死傷者数の24%と多くを占めている。また、前年度と同運動期間中の転倒災害による死傷者数は168人と一昨年同時期と比べ31人増加し全死傷者数の29%以上を占め、年末年始に転倒災害が増加する傾向にある。

このような状況の中、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の災害防止を重点実施事項とし、以下の基本的観点に立ち「令和6年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することとする。

2 基本的観点

- いかなる時代にあろうとも、「労働災害は本来あってはならないもの」であり、労働災害防止は企業の社会的責任であること。
- 「安全最優先」の思想は先人の尊い犠牲によるものであり、「安全のルール」はその貴重な教訓であること。
- 一人の不安全行動は、他の人の不安全行動を招き、多数の災害を誘発するおそれがあること。
- 無事故の帰宅は、本人を取り巻くすべての人の当然かつ切なる願いであること。

3 スローガン

『違和感を見過ごす先に危険アリ、年末年始の安全行動。』

4 実施期間

令和6年12月1日から令和7年1月15日

5 主唱者

静岡労働局、管下各労働基準監督署、(公社)静岡県労働基準協会連合会、県下各労働基準協会、建設業労働災害防止協会静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部清水支部、(一社)日本ボイラ協会静岡支部、(一社)日本クレーン協会静岡支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会静岡県支部、(独)労働者健康安全機構静岡産業保健総合支援センター、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部

6 事業場が実施する重点実施事項

- (1) 「静岡労働局ぬかづけ運動」に基づく転倒災害の防止
- (2) 墜落・転落危険箇所の把握と災害防止措置の徹底
- (3) はさまれ・巻き込まれ災害防止のための機械設備等の総点検と整備

7 事業場が実施する共通対策

- (1) 経営トップの参加の下に、職場の安全衛生パトロールを実施する等、職場内における安全衛生活動の総点検の実施
- (2) 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底
- (3) 非定常作業（機械設備等の清掃・点検・補修など）における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- (4) 年末の交通安全県民運動（12月15日～12月31日）の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進
- (5) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の職場ごとでの掲示

8 各労働災害防止団体等が実施する事項

- (1) 会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
- (2) 安全衛生パトロールの実施等、会員事業場の自主的な安全活動の支援
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター及び各団体等が独自に作成する資料等の配付

9 静岡労働局が実施する事項

- (1) 新聞等の報道機関、機関紙、ホームページなどを通じての広報
- (2) 県市町、労働災害防止団体、事業者団体等への会員事業場における取組についての依頼
- (3) 労働局長等による安全衛生パトロールの実施
- (4) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの労働災害防止団体等と連携しての各事業場での掲示依頼

10 各労働基準監督署が実施する事項

- (1) 労働災害防止団体の分会、労働災害防止協議会及び事業者団体等への会員事業場における取組についての依頼
- (2) 署幹部による安全衛生パトロール等の実施
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの説明会等の機会における配付
- (4) 労働災害多発業種及び事業場等に対して、災害の実態に応じた監督指導等の実施

「静岡労働局 **ぬかづけ運動**」実施中！

転倒災害を防止しよう！



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など**危険な状態**をみつけ、対策を講じていますか？



かいたん

階段や段差のある場所など、転倒**リスクの高い箇所**に対して対策を講じてしますか？



かた **づけ**

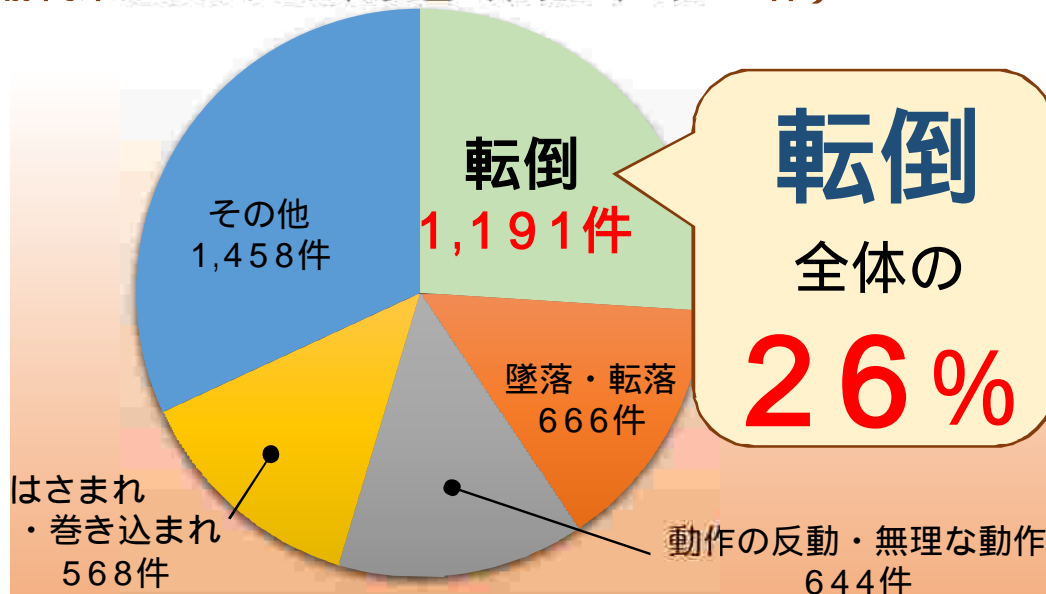
身の回りの整理整頓など、日々、作業員への**意識づけ**、教育などを行っていますか？



毎日の **運動**

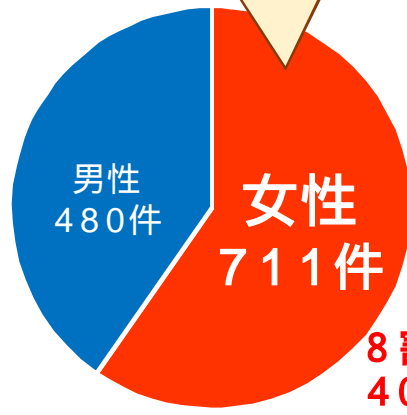
ストレッチや転倒予防体操など**運動**を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

静岡県内における労働災害（令和5年 4,576件）

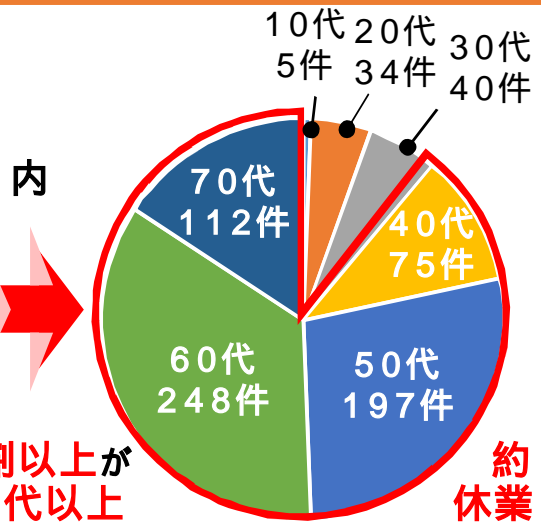


静岡県内では、平成21(2009)年から連続し、転倒災害が「事故の型」ワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

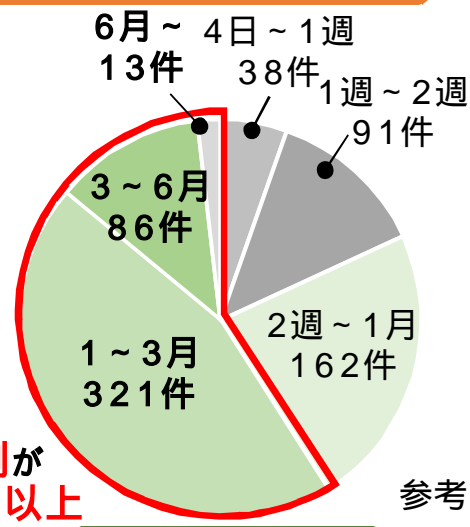
女性が約6割



性別



女性の年代別



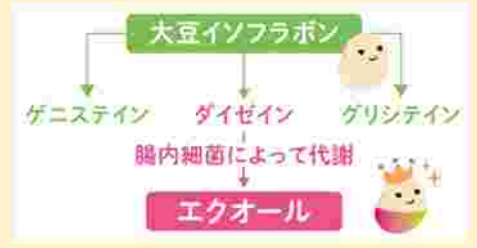
女性の休業期間別

参考

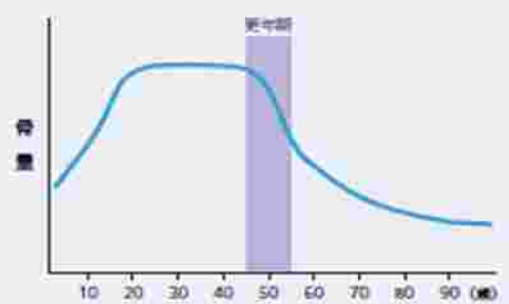
転倒災害の約6割が女性で、内8割以上が40代以上であり、約6割が休業1月以上となっています。

Column エクオール10mgを12ヶ月摂取すると骨密度の減少率を抑えられたというデータがあります。

女性ホルモンに似た働きをする注目の成分「エクオール」とは、エクオールとは、大豆イソフラボンの一種であるダイゼインが腸内細菌によって代謝され生まれる成分です。このエクオールこそが、エストロゲンと似た働きをすることがわかっています。ただしエクオールを作れる人の割合は、日本人で約5割といわれています。若い年代の人では20~30%の人しか作れません。エクオールを作れる人でも、大豆食品の摂取を心がけ、体内にエクオールがある状態を保てるようにサプリメントなどから摂取することをオススメします。



更年期にさしかかると骨量は急激に減少



エクオールが骨密度の減少を42%抑制



テン トウ 10月10日は『転倒予防』の日

- 中央労働災害防止協会「STOP! 転倒災害プロジェクト」
<https://www.jisha.or.jp/campaign/tentou/index.html>
- 一般社団法人 日本転倒予防学会 <http://www.tentouyobou.jp/>

参考

STOP! 転倒 検索

転倒リスクの高い箇所をわかりやすく「ぬかづけ」と提唱したのは「日本転倒予防学会」の前理事長 武藤芳照氏です。

静岡労働局と大塚製薬は包括連携協定を締結し、働く皆様の健康増進を推進しています。

第14次労働災害防止計画の概要

(静岡労働局)

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が
安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向けて

近年、全国的には、労働災害による死亡者数は減少しているものの、県内の死亡者数は建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上死傷者数についても、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い60歳以上の高齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況にあります。さらに、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にあります。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した活動の見直し等が必要となっています。

このような状況を踏まえ、静岡労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とし、5年間にわたり、当局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた静岡労働局第14次労働災害防止計画を策定しました。

計画の期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

計画の 総合的な目標

死亡災害

第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を、5%以上減少させる

死傷災害

2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上死傷者数を、減少させる

8つの重点事項

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業・建設業・製造業・林業）

労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動）

化学物質等による健康障害防止対策の推進

（化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線）

第14次労働災害防止計画の最重要課題

第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、静岡労働局においては、2023年4月から5年間、以下の4点を最重要課題として取り組むこととする。

- 1 建設業における死亡災害の撲滅
- 2 転倒災害の増加傾向への歯止め
- 3 外国人労働者の労働災害の減少
- 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

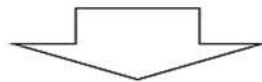
1 建設業における死亡災害の撲滅

目標

建設業の死亡者数について、第13次労働災害防止推進計画期間中の合計数と比較して第14次労働災害防止計画期間中の合計数を**30%以上減少させる（30人以下とする）**。

主要課題

- ・高所からの墜落・転落といった重篤な災害につながりやすい作業環境にある。また、近年、関係労働者の高齢化が進んでいる。
- ・近年、豪雨被害からの復旧工事に伴う死亡災害が目立つ。



目標達成に向けた取組

- ・リスクアセスメントの結果に基づく適切な墜落・転落防止措置及びエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の定着を図る。
- ・労働災害防止団体をはじめとした関係機関とのより一層の連携を図る。
- ・豪雨等の自然災害が予想される場合には、必要な情報を収集の上、適切なタイミングで労働災害防止の要請、パトロール等を行う。
- ・これまでに発生した死亡災害の分析を行い、同種災害の再発防止対策等を分かりやすく取りまとめた資料を作成し、指導や周知等に活用する。

2 転倒災害の増加傾向への歯止め

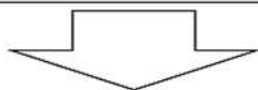
目標

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率※を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに男女とも**その増加に歯止めをかける**。
- ・転倒による平均休業見込日数を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

※年千人率：1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示すもの

主要課題

- ・社会福祉施設及び小売業における転倒災害の増加が著しい。
- ・高年齢労働者の被災割合が高い。



目標達成に向けた取組

- ・取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する（社会福祉施設及び小売業の関係事業場が参画するSAFE協議会等の枠組みの活用）。
- ・新たな「静岡労働局めがつけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組等の周知を図る。
- ・行動災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に活用する。

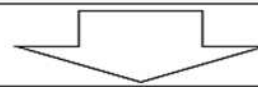
3 外国人労働者の労働災害の減少

目標

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

主要課題

- ・製造業に従事する外国人労働者の被災者数が多い。
- ・玉掛けやフォークリフト業務等において、必要な資格を取得せずに就業制限業務に従事する外国人労働者が散見される。



目標達成に向けた取組

- ・外国人労働者に分かりやすい方法による安全衛生教育や掲示等の「見える化」等の対策を講じるよう、厚生労働省ホームページや関係機関の作成する資料や視聴覚教材の活用を促す。
- ・関係機関と連携し、周知広報用資料の展開を行う。
- ・就業制限業務に従事する外国人労働者の資格取得を徹底させ無資格就労を撲滅させる。

4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

目標

- ・30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2023年（令和5年）と比較して2027年（令和9年）までに**増加させる**。
- ・50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2027年（令和9年）までに**90%以上**とする。

主要課題

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場は増えているが、50人以上の事業場において、受検率の低い事業場や未実施事業場について、業種間でも差が見られる。
- ・義務付けのない50人未満の事業場の受検率、実施率は未だ低いと思われる。

目標達成に向けた取組

- ・ストレスチェック制度における実施事項を記した「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」等のマニュアル、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」（独立行政法人労働者健康安全機構）等の相談窓口、静岡産業保健総合支援センター等による研修、及び、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」等のツールの活用を促す。

総合的な目標（再掲）

これらの最重点課題の推進を図ることなどにより、計画期間中に

- ・**死亡災害**については、第14次労働災害防止推進計画期間（2023（令和5）年～2027（令和9）年）中の合計数を、第13次労働災害防止推進計画期間（2018（平成30）年～2022（令和4）年）中の合計数と比較して**5%以上減少させる**。
- ・**死傷災害**については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022（令和4）年と比較して2027（令和9）年までに**減少に転じさせる**。

ことを目標とする。

※ 主要な取組については、アウトプット指標及びアウトカム指標を設定して取組を推進する。

※ 最重点課題以外にも、重篤な災害が多発している業種等の労働災害防止対策、過重労働による健康障害防止対策や化学物質による健康障害防止対策など労働者の健康確保対策を着実に推進していく。